



放課後児童クラブ保護者負担金の助成のお知らせ

北九州市では、放課後児童クラブを利用する方の経済的負担を軽減するため、放課後児童クラブに支払った保護者負担金の一部を助成しています。

1 対象になる方は

北九州市内に住所があり、北九州市放課後児童クラブ事業実施要綱に定める放課後児童クラブを利用する、次の世帯の方を対象とします。

- (1) 生活保護を受けている世帯
- (2) 市県民税が非課税の世帯

2 助成額は

放課後児童クラブから指定されている期日までに支払った保護者負担金額のうち、おやつ代を除く利用料について、次のとおり助成します。

世帯	助成額	備考
生活保護受給世帯	100% (月額 5,000 円を上限)	※生活保護の就労に伴う必要経費として控除される額を除きます。必要経費の控除については、担当のケースワーカーへお尋ねください。
市県民税非課税世帯	50% (月額 2,500 円を上限)	※雇用保険の求職活動関係役務利用費を受給する場合を除きます。 ※放課後児童クラブが行う減免を受けた額は、助成金から控除します。 ※行事費など実費や入会金は助成の対象になりません。



■「おやつ代を除く」とは？

放課後児童クラブの保護者負担金は、保育にかかる利用料と、おやつ代（2,000 円）とで計算されています。

おやつ代は助成の対象になりません。

【例えば・・・保護者負担金が月額7,000円の時】

対象	保護者負担金		助成額
	利用料	おやつ代	
生活保護受給世帯	7,000円	5,000円	5,000円
市県民税非課税世帯			2,500円

3 助成の手続きは

市役所こども若者成育課へ直接申請します。（※放課後児童クラブでは手続きを受け付けていません。）審査後、申請時に指定した口座へ助成額を振り込みます。

■申請書類はどこにありますか？

北九州市こども若者成育課、各区役所保健福祉課のほか、放課後児童クラブにも置いてあります。

■どんな書類がいらいますか？

次の（１）～（３）全ての書類が必要です。

（１）放課後児童クラブ保護者負担金助成申請書

（２）振込先口座通帳の写し(コピー) (口座名義、口座番号の分かるページ)

（３）対象世帯であることを確認する添付書類

対象世帯	添付書類	入手場所	備考
生活保護 受給世帯	生活保護受給証明書	各福祉事務所 保護課	・担当ケースワーカーに相談してください
市県民税 非課税世帯	令和6年度の 市県民税所得額 (課税・非課税)証明書 または 特別徴収税額 決定通知書 写し(コピー)でも可	各市税事務所 市民税課(税務課) または 出張所	・「市県民税所得額(課税・非課税)証明書」は、 1月1日現在の住所地の税務担当課で 交付します。 ・同一世帯の19歳以上の方全員の、 「市県民税所得額(課税・非課税)証明書」 または 「特別徴収税額決定通知書」 の提出が必要です。

■どこに提出したらよいですか？

こども若者成育課へ提出してください（郵送・持参どちらでも可能です）。

【送付先】

〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1

こども若者成育課 放課後児童係 宛

※持参する場合は、各区役所 保健福祉課にも提出できます。

もし、書類に不備があった場合などには、こども若者成育課からお尋ねしたり、追加書類の提出をお願いしたりすることがあります。

■いつ提出したらよいですか？

毎年度、原則7月初旬から7月31日まで当該年度分を受け付けます。

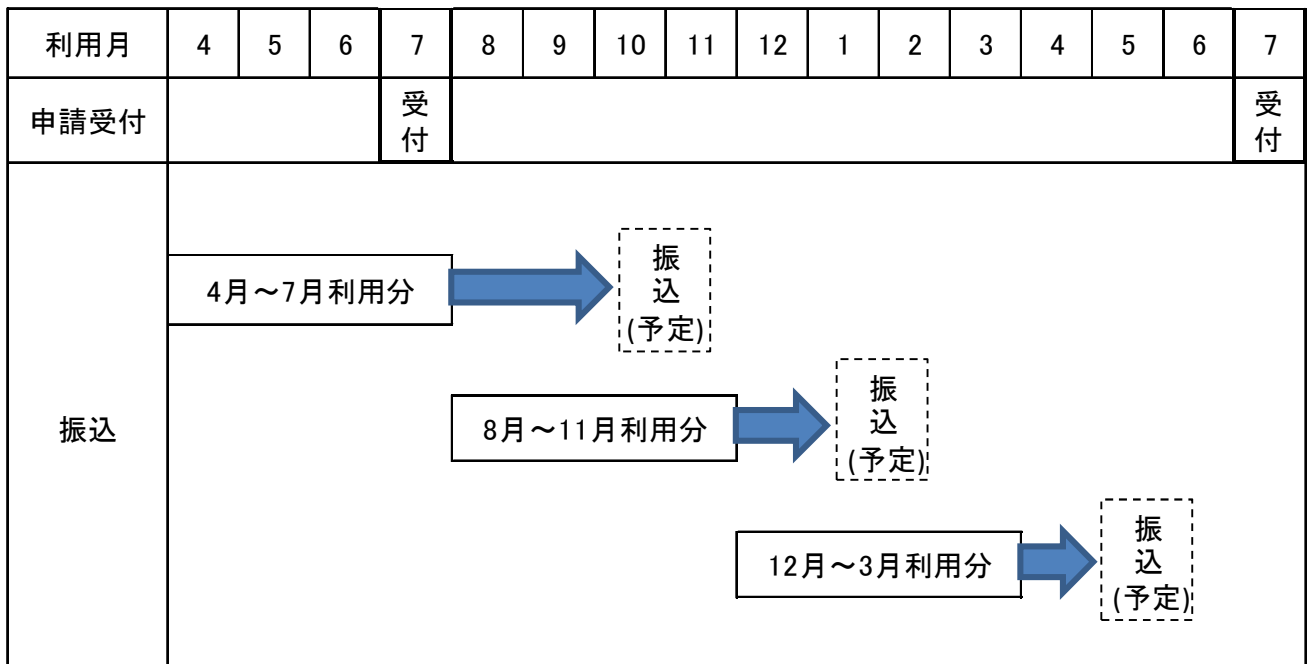
なお、8月以降、年度内に新たに助成の対象となる場合には、その都度申請を受け付けます。（※令和6年度の受付締切は令和7年3月10日。）

※申請は毎年度必要です。

4 助成額の振込は

毎年7月から申請を受け付け、助成額の振込は10月末頃、1月末頃、5月末頃の計3回です。

保護者負担金の納付状況を確認してから助成額の決定と振込を行うため、振込日は変わることがあります。



5 お問い合わせは

北九州市 子ども家庭局 こども若者成育課（北九州市役所 1 1 階）

◇ 電話 093-582-2473

◇ 住所 〒803-8501
北九州市小倉北区城内1-1